

# 「ぷらら光」利用規約

## 第1条 規約の適用

- 1 株式会社 NTT ドコモ(以下、当社といいます)は「ぷらら光利用規約」(以下、本規約といいます)を定め、「ぷらら光」(以下、本サービスといいます)を提供します。
- 2 本サービスは当社が NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社(以下、NTT 東西といいます)が提供する光コラボレーションモデルを活用し、当社が本サービスの契約者(以下、契約者といいます)に対し、光回線と当社のサービスを一体的に提供するものです。
- 3 本規約は「ぷらら会員規約」の一部を構成するものであり、契約者は「ぷらら会員規約」を承諾したものとします。
- 4 本規約に定めのない事項は「ぷらら会員規約」によります。
- 5 当社が実施する本サービスに対する施策が設定される場合は、その定めによります。
- 6 本サービスの提供条件について、本規約に定めのある場合を除き、NTT 東西の「IP通信網サービス契約約款」によります。

## 第2条 規約の変更

当社は、次の各号に該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

## 第3条 サービスの種類

- 1 本サービスはベストエフォートサービスです。
- 2 本サービスは、NTT 東西の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分があります。
- 3 提供するサービスの詳細は別に定めます。
- 4 本サービスは NTT 東西または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

## 第4条 サービス提供区域

- 1 本サービスは NTT 東西のIP通信網サービス契約約款 第6条によって定められた提供区域に提供します。
- 2 前項1の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

## 第5条 契約の種別

本サービスは NTT 東西の提供する光コラボレーションモデルを活用したIP通信網サービスを提供します。

本サービスにローミングサービス契約はありません。

本サービスに臨時IP通信網サービス契約はありません。

## 第6条 契約の単位

当社は当社の発行するユーザ ID(当社が契約を管理する当社独自の ID)1つに対し、1回線のIP通信網サービスを提供し、契約を締結します。

## 第7条 契約者回線の終端

本サービスの終端は、NTT 東西がIP通信網サービス契約約款第9条で定める条件の終端とします。

## 第8条 契約申込の方法等

- 1 本サービスを申込み(本規約第9条および10条の方法も含む)ときは、次の事項の全部または一部について当社の様式にて提出していただきます。
  - (1) 本規約第5条のサービス種類
  - (2) 契約者の氏名
  - (3) 契約者の性別
  - (4) 契約者の生年月日
  - (5) 契約者の連絡先
  - (6) 本サービスの回線の終端の場所
  - (7) 料金の支払い方法
  - (8) 本規約第9条3項または本規約第10条5項により承諾を得た承諾番号
  - (9) その他当社が指定する事項
- 2 本サービスの申込みに際し、契約者本人(契約者が法人である場合も含まれます)である公的な証明となる書類(当社が許諾した場合は、書類の写しも可)の提出を求める場合があります。
- 3 本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの(以下、代行者といいます)が代行して申込み場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

## 第9条 転用

- 1 NTT 東西のIP通信網サービスのうち、NTT 東西が定める種類の回線は、本サービスに移行すること(以下、転用といいます)ができます。
- 2 NTT 東西のIP通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社指定の様式にて当社の定める事項を提出していただきます。
- 3 転用に際し、IP通信網サービス契約者(IP通信網サービス契約者より委任された者も含まれます)はNTT 東西が指定する方法で、NTT 東西より転用承諾を得るものとします。
- 4 転用承諾手続きについて、IP通信網サービス契約者と委任された者の間の争議について当社の責による場合を除き当社は責任を負いません。

## 第10条 事業者変更

- 1 本サービスと、NTT 東西のIP通信網サービスまたはNTT 東西が提供する光コラボレーションモデルを活用した他の事業者の光コラボレーションサービスは、サービスの契約者の申込みにより相互に移行(以下、事業者変更といいます)することができます。
- 2 1項において、NTT 東西が提供する光コラボレーションモデルを活用した他の事業者の光コラボレーションサービスから本サービスに移行することを「事業者変更(入)」といいます(この場合における他の事業者を「変更元事業者」といいます)
- 3 1項において、本サービスから、NTT 東西のIP通信網サービスまたはNTT 東西が提供する光コラボレーションモデルを活用した他の事業者の光コラボレーションサービスに移行することを「事業者変更(出)」といいます(この場合におけるNTT 東西または他の事業者を「変更先事業者」といいます)。
- 4 事業者変更(入)に際し、変更元事業者の光コラボレーションサービス契約者(変更元事業者の光コラボレーションサービス契約者より委任された者も含まれます)は、変更元事業者が指定する方法で、変更元事業者より事業者変更の承諾を得る

ものとしします。なお、この承諾手続きについて、変更元事業者の光コラボレーションサービス契約者と委任された者との間の争議について、当社の責による場合を除き当社は責任を負いません。

- 5 事業者変更(出)に際し、契約者(契約者より委任された者を含みます)は、当社の指定する方法で、当社より事業者変更の承諾を得るものとしします。なお、この承諾手続きについて、契約者と委任された者との争議について、当社の責による場合を除き当社は責任を負いません。

## 第 11 条 光回線再利用

- 1 本サービスは、契約者の申込みにより、シェアドアクセスサービス(以下、SA といいます)へ引込線を流用し移行すること(以下、光回線再利用(出))ができます。また、この場合における他事業者を「変更先事業者」といいます。
- 2 光回線再利用(出)に際し、契約者(契約者より委任された者を含みます)は、当社の指定する方法で、当社より光回線再利用の承諾を得るものとしします。なお、この承諾手続きについて、契約者と委任された者との争議について、当社の責による場合を除き当社は責任を負いません。

## 第 12 条 契約申込の承諾

- 1 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って NTT 東西に回線の開通や転用、事業者変更(入)の諾否を照会し、NTT 東西が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。
- 2 当社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。なお、転用、ならびに事業者変更(入)は本サービスへの移行が完了した時点をもって、契約締結となります。
- 3 当社は本条第1項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約者と利用者が同一のものにならないとき
  - (2) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
  - (3) 過去に不正利用や料金未払いがあるとき
  - (4) 第 8 条第 1 項(8)の承諾番号の有効期限が超過しているとき
  - (5) NTT 東西が回線の開通や転用、事業者変更(入)を承諾しなかった場合
  - (6) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

## 第 13 条 利用者情報の提供

契約者の情報について、当社は下記(1)から(5)の一部または全部を NTT 東西および変更先事業者に通知し、NTT 東西および変更先事業者はそれらを記録・保管します。

- (1) 契約者の氏名
- (2) 回線の設置場所住所
- (3) 書類等の送付先住所
- (4) 本サービスの契約情報
- (5) その他、転用、事業者変更、光回線再利用(出)における事業者間の手続き上必要となる情報

## 第 14 条 契約者回線等番号

- 1 契約者回線等番号は、NTT 東西のIP通信網サービス契約約款 第 15 条第 1 項、第 2 項の定めるところにより、1の契約者回線等ごとに割り当てます。
- 2 契約者回線等番号は、NTT 東西および当社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の契約者に通知します。

- 4 事業者変更(入)により本サービスに移行する場合は、原則として変更元事業者の光コラボレーションサービスにおいて割り当てられていた契約者回線等番号は本サービスにおいて引き継ぐものとします。

#### **第 15 条 契約内容の変更**

契約者は転居等、回線の終端の場所を異動(以下、移転といいます)するにあたり、当社および NTT 東西が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

#### **第 16 条 サービス回線の移転**

契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする本サービス回線の移転を申込みことができます。

#### **第 17 条 サービスの一時中断**

本サービスの利用の一時中断は請求できません。

#### **第 18 条 サービス契約の譲渡**

本サービス契約の譲渡はできません。

#### **第 19 条 サービス利用権の譲渡**

本サービスの利用権は譲渡できません。

#### **第 20 条 相互接続**

当社は本サービスに対する相互接続を行いません。

#### **第 21 条 当社が行うサービス契約の解除**

- 1 NTT 東西から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合
- 2 契約者が本規約を含む、ぷらら会員規約に反した場合

#### **第 22 条 サービス契約者が行うサービス契約の解除**

- 1 契約者が当社に対し本サービス契約の解除をする場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。ただし、事業者変更(出)、光回線再利用(出)による場合は、この限りではありません。
- 2 事業者変更(出)、光回線再利用(出)による場合は、本サービスの移行が完了したことを当社が知った時点をもって、本サービス契約者による本契約の解除となります。なお、本契約の解除に伴い、原則ぷらら会員の退会となります。
- 3 本サービスの契約解除にあたり発生する費用の一切について、契約者が負担するものとし、当社は負担しません。

#### **第 23 条 事業者変更(出)にかかる当社の承諾**

- 1 契約者が本規約第 10 条 5 項に規定する当社の承諾を希望する場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。
- 2 当社は、契約者から前項の通知を受けた時点において、下記(1)または(2)に該当する場合はその承諾を行わない場合があります。
  - (1) 当社料金その他の債務について現に支払いを怠っており、当社がその支払いの事実を確認できない場合
  - (2) 本サービスにかかる工事費を分割払いとしており、分割支払金の残余期間がある場合

- 3 当社からの事業者変更の承諾にあたっては事業者変更承諾番号発行手数料が必要です。その金額は別に定める通りとします。

#### **第 24 条 光回線再利用(出)にかかる当社の承諾**

- 1 契約者が本規約第 11 条 2 項に規定する当社の承諾を希望する場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。
- 2 当社は、契約者から前項の通知を受けた時点において、下記(1)または(2)に該当する場合はその承諾を行わない場合があります。
  - (1) 当社料金その他の債務について現に支払いを怠っており、当社がその支払いの事実を確認できない場合
  - (2) 本サービスにかかる工事費を分割払いとしており、分割支払金の残余期間がある場合

#### **第 25 条 本サービスの契約解除にかかる責任**

本規約第 21 条、第 22 条の本サービスの契約解除に伴って発生する契約者が被る不利益事項について、当社の責に帰すべき理由がある場合を除き当社は責任を負いません。

#### **第 26 条 本サービスの光回線に提供する付加機能**

当社は別に定める付加機能を提供します。

#### **第 27 条 利用中止**

当社は、次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 本規約第 28 条の定めによるとき
- (3) その他当社が必要と判断したとき。

#### **第 28 条 利用停止**

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) その他当社が必要と判断したとき。

#### **第 29 条 発信者番号通知**

- 1 本サービスの回線番号は、その接続先に通知します。
- 2 契約者が通知を希望しない場合、当社にその旨の申込みが必要です。

#### **第 30 条 通信利用の制限等**

- 1 NTT 東西の IP 通信網サービス契約約款 第 36 条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。
- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

#### **第 31 条 各種料金および工事費**

- 1 本サービスの基本料金および当社の指定する付加サービス利用料(以下、基本料金等といいます)、工事費は当社が別に定める通りとします。
- 2 本サービスの基本料金等について、日割り料金を適用します。

- 3 本サービスの基本料金等について、工事完了日付を当社が知り得たのが21日以降月末までであった場合、当該月の利用料金は、翌月利用分と合算して請求します。
- 4 本サービスの工事費について、利用した月の翌月に請求します。
- 5 本サービスの料金のお支払い方法として NTT 回収代行(ぷらら光)を指定した場合において、NTT 東日本および NTT 西日本のサービスご利用料金が生じないときは、当社は請求書等紙媒体発行に係る個別の費用を契約者に請求するものとし、その金額は別に定める通りとします。
- 6 本サービスの料金の契約事務手続きにかかる料金については、契約者に請求するものとし、その金額は別に定める通りとします。

### 第 32 条 ブロードバンドユニバーサル料

- 1 契約者回線について、1 回線ごとにブロードバンドユニバーサルサービス料(以下「ユニバーサルサービス料」といいます。)の支払いを要します。
- 2 ユニバーサルサービス料の金額、その他の詳細については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。
- 3 ユニバーサルサービス料は、ブロードバンドサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ブロードバンドユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。
- 4 ユニバーサルサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

### 第 33 条 支払義務

- 1 契約締結以降、前二条に規定する基本料金等、工事費およびユニバーサルサービス料について、契約者は支払義務を負います。
- 2 当社は契約者が従前契約していた NTT 東西の IP 通信網サービスについて、NTT 東西の IP 通信網サービス契約約款第 22 条の 2 第 3 項(1)に示す工事に関する費用の分割支払金の残余期間相当額について契約者に請求し、契約者は支払義務を負います。
- 3 契約者は本サービスおよび関連する付加機能の料金について、支払義務を負います。

### 第 34 条 契約者の維持責任

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するように維持していただきます。

### 第 35 条 修理又は復旧の順位

修理又は復旧の順位は NTT の東西 IP 通信網サービス契約約款 第 50 条の定めによります。

### 第 36 条 責任の制限

- 1 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、本条第 2 項に示す算定方法により、会員に対し損害を賠償します。
- 2 本条第 1 項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はその限りではないものとします。

## 附則

本規約は 2015 年 2 月 23 日より適用します。

本規約は 2015 年 5 月 1 日より適用します。

本規約は 2015 年 8 月 1 日より適用します。

本規約は 2015 年 9 月 2 日より適用します。

本規約は 2018 年 8 月 2 日より適用します。

本規約は 2019 年 7 月 1 日より適用します。

本規約は 2019 年 10 月 1 日より適用します。

本規約は 2020 年 3 月 31 日より適用します。

本規約は 2022 年 7 月 1 日より適用します。

本規約は 2023 年 12 月 20 日より適用します。

本規約は 2024 年 6 月 25 日より適用します。

本規約は 2025 年 5 月 21 日より適用します。

本規約は 2025 年 7 月 1 日より適用します。

本規約は 2026 年 3 月 1 日より適用します。

## 附 則

(実施期日)

1 この附則は令和 7 年 5 月 9 日から実施します。(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(土日祝増額料金に関する経過措置)

3 当社は、この附則実施の日から令和 7 年 6 月 30 日までの間において、NTT 西日本の営業区域に該当する地域内におけるぶらら光の移転若しくは品目の変更工事に関する申込みがあり当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の移転若しくは品目の変更に関する工事を令和 7 年 6 月 30 日までの間の土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定により休日とされた日をいいます。)に実施を希望する旨の申出があり当社がその申出を承諾した場合であって、令和 7 年 11 月 30 日までに当社がその承諾に基づく工事を完了したときは料金表工事費に規定する土日祝増額料金の支払いを要しません。

## 附 則

(実施期日)

1 この附則は令和 7 年 6 月 9 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(土日祝増額料金に関する経過措置)

3 令和 7 年 5 月 9 日付の附則第 3 項を次のように改めます。

当社は、令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間において、NTT 西日本の営業区域に該当する地域内におけるぶらら光の移転若しくは品目の変更工事に関する申込みがあり当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の移転若しくは品目の変更に関する工事を令和 7 年 9 月 30 日までの間の土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定により休日とされた日をいいます。)に実施を希望する旨の申出があり当社がその申出を承

諾した場合であって、令和 7 年 11 月 30 日までに当社がその承諾に基づく工事を完了したときは料金表工事費に規定する土日祝増額料金の支払いを要しません。

#### 附 則

(実施期日)

1 この附則は令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(事業者変更承諾番号発行手数料/土日祝増額料金に関する経過措置)

3 当社は、令和 7 月 1 日以降、事業者変更による本サービスの解約手続きが完了された場合において、第 23 条 3 項を適用しません。

4 令和 7 年 6 月 9 日付の附則第 3 項を次のように改めます。

当社は、令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間において、NTT 西日本の営業区域に該当する地域内におけるふらら光の移転若しくは品目の変更工事に関する申込みがあり当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の移転若しくは品目の変更に関する工事を令和 7 年 11 月 30 日までの間の土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定により休日とされた日をいいます。)に実施を希望する旨の申出があり当社がその申出を承諾した場合であって、令和 8 年 2 月 28 日までに当社がその承諾に基づく工事を完了したときは料金表工事費に規定する土日祝増額料金の支払いを要しません。

#### 附 則

(実施期日)

1 この附則は令和 8 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 【基本料金、手続きに関する料金、請求に関する料金】

### ■契約変更等に関する問い合わせ先

ご利用のお客さまからのお問い合わせは「ぷらら」ホームページにて承ります。

<https://www.plala.or.jp/support/contact/>

### ぷらら光 料金表

※税込の金額について、複数の項目を合計した場合、記載の金額の合計と異なる場合があります。

#### ■月額基本料金

サービスの種類	設備場所の区分	料金の種類	金額(税込)	単位
ぷらら光ホームタイプ *1 *2	戸建向け (NTT 東西がサービス卸する光回線のうち、 戸建向けとして区分されるもの)	月額利用料金	5,280 円	1 契約回線あたり
ぷらら光ホームタイプ *3 (無線 LAN 機器あり)	戸建向け (NTT 東がサービス卸する光回線のうち、 戸建向けとして区分されるものに、無線 LAN 機 器が付加されているもの)	月額利用料金	5,610 円	1 契約回線あたり
ぷらら光マンションタイプ *1 *2	集合住宅向け (NTT 東西がサービス卸する光回線のうち、 集合住宅向けとして区分されるもの)	月額利用料金	3,960 円	1 契約回線あたり
ぷらら光マンションタイプ *3 (無線 LAN 機器あり)	集合住宅向け (NTT 東がサービス卸する光回線のうち、 集合住宅向けとして区分されるものに、無線LAN 機器が付加されているもの)	月額利用料金	4,290 円	1 契約回線あたり

\*1 (NTT 西日本のみ)フレッツ・v6 オプション…0 円

追加ネームは 1 追加ネーム契約毎に 110 円(税込)必要です。

\*2 (NTT 東日本のみ)ホームゲートウェイ(ひかり電話機能なし)をぷらら光へ転用した後も引き続きレンタルする場合、ホームゲートウェイ 1 台につき 330 円(税込)追加となります。また、LAN カード 1 枚追加につき 110 円(税込)追加となります。

\*3 サービスの種類が無線 LAN 機器ありの場合、LAN カード 1 枚追加につき 110 円(税込)追加となります。

※上記料金に加え、ぷらら光 1 契約ごとにブロードバンドユニバーサルサービス料月額 2.2 円(税込)が必要となります。ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲載するものとします。

#### ■手続きに関する料金

料金の種類	適用	金額(税込)	単位
契約手数料	新規に本サービスを申込み場合	0 円	1 契約あたり
転用手続き費	NTT 東西が指定する回線を本サービス移行する場合	0 円	1 契約あたり
事業者変更手続き費	事業者変更(入)により本サービスに移行する場合	0 円	1 契約あたり
事業者変更承諾番号発行手数料	事業者変更(出)により本サービスを解約した場合	3,300 円	1 契約あたり
光回線再利用承諾番号発行手数料	光回線再利用(出)により本サービスを解約した場合	0 円	1 契約あたり

※2025 年 7 月 1 日以降に解約のお手続きが完了された場合、事業者変更承諾番号発行手数料は請求しません。

#### ■割引について

ひかりTV2 ねん割

※対象条件

条件① 「ひかりTV」の当社が定めるプランにご契約中であること。

<ひかりTV2ねん割対象プラン>

・お値うちプラン・テレビおすすめプラン・ビデオざんまいプラン

条件② ひかりTV2ねん割に当社が定める方法でお申込みを完了していること。

※割引金額と適用期間

①プラン料金割引 1,100 円(税込)/月

ご利用開始月の翌月～24 か月目までとし、25 か月目以降は上記の割引は適用されません。

②ひかりTVチューナーレンタル料金割引 550 円(税込)／月

ご利用開始月の翌月～12 か月目までとし、13 か月目以降は上記の割引は適用されません。ひかりTVチューナーをレンタルしていないお客さまは、上記の割引は対象外となります。

※その他ご注意事項

継続利用期間中にひかりTVを解約または対象外プランへのプラン変更により条件を満たさなくなった場合は、解約金 9,900 円(税込)が発生します。なお、世帯契約をすでにお申込みおよびご利用中のお客さまは、「ひかりTV2ねん割」にはお申込みできません。

#### ■お支払い方法に関する注意事項

料金のお支払い方法、請求内容などについては、お客さまのご契約内容によって異なります。現在、ご利用中の支払い方法などについては、ぶららマイページよりご確認ください。

- ① 当社はぶらら光および当社が指定するオプションサービスのご利用料金および消費税相当額(以下、料金などといいます)をお客さまに請求いたします。お客さまは当社が定める期日までに、料金などをお支払いいただきます。なお、ご利用月の 21 日以降末日までに発生した料金などについては、ご利用月の翌月に合算してご請求いたします。なお、お支払い時期は、お客さまと収納代行会社の定めるところによります。
- ② NTT 東日本および NTT 西日本の提供するオプションサービスは、NTT 東日本および NTT 西日本よりお客さまにご請求いたします。なお、お支払い時期は、お客さまと収納代行会社の定めるところによります。
- ③ 「NTT ファイナンスによる料金回収代行」によりお支払い中のお客さまについては、ぶらら光への転用お申込みに伴い、請求委託先を NTT ファイナンスから NTT 東日本、NTT 西日本へ変更させていただきます。お手続きは不要です。変更後のお支払い方法は「NTT 回収代行(ぶらら光)」となります。

なお、「NTT 回収代行(ぶらら光)」のご利用には、NTT 東日本および NTT 西日本の定める「フレッツ・パスポート ID 利用規約」への同意が必要です。各規約については、以下にてご確認ください。

NTT 東日本:<https://flets.com/passportid/agreement.html>

NTT 西日本:<https://flets-w.com/collect/help.html>

「NTT 回収代行(ぶらら光)」のご利用にあたり、上記利用規約を同意いただいているものとみなします。

また、NTT 東日本または NTT 西日本から請求書など紙媒体の郵送が生じる場合、かつ NTT 東日本および NTT 西日本のサービスご利用料金がない場合、ぶららご利用料金として、発行手数料をご負担いただきます。

#### ■請求に関する料金

料金の種類	適用	金額(税込)	単位
発行手数料	料金請求書による請求	220 円	1 契約あたり
	口座振替による請求で口座振替のお知らせを発行している場合	165 円	

※NTT 東日本・NTT 西日本に対する現在のお支払い方法の確認・変更は NTT 東日本・NTT 西日本へお問い合わせください。お問い合わせ先は、<https://www.plala.or.jp/apply/payment/kaisyudaiko/>にてご確認ください。

- ④ 当社は、料金などのお支払い方法としてぶらら会員規約第 18 条に規定する方法の登録や申請がされていない場合、または登録された方法にてお支払いが確認できない場合、請求書を発行します。その場合、発行手数料 220 円(税込)をご負担いただきます。ただし、当社がやむを得ないと判断する場合はこの限りではありません。

料金	適用	金額(税込)	単位
請求書発行手数料	当社が発行する請求書による請求	220 円	1 契約あたり

#### ■解約について

解約の連絡先

ご利用のお客さまからのお問い合わせは「ぶらら」ホームページにて承ります。

<https://www.plala.or.jp/support/contact/>

#### ●ご注意事項

・お客さまにてご利用の NTT 東日本または NTT 西日本が提供するオプションサービスについては、別途 NTT 東日本または NTT 西日本への解約申込みが必要ですが(当社が提供するオプションは除きます)。

・ぶらら光の解約は、光回線の廃止手続きが伴うため、解約のお申込みを受付けてから最短で7営業日後\*が解約完了日となります。なお、解約月のご利用料金(ブロードバンドユニバーサル料を含む)は、解約完了日までの日割計算でご請求させていただきます。

\*営業日とは、土日祝日・年末年始(12/29 ~1/3)を除く日のこと。

#### ●解約に関するその他制約事項

解約には条件がありますので、詳細は重要事項説明(<https://www.plala.or.jp/resources.v2/plala/all/pdf/p-hikari/juyo.pdf>)をご参照ください

・解約時および移転など機器変更を行う際は、NTT 東日本・NTT 西日本より貸与された機器を NTT 東日本・NTT 西日本へ返却していただく必要があります。未返却によって、NTT 東日本・NTT 西日本より当社に対し機器に関する費用が請求された場合においては、当社より相当額をお客さまへ請求いたします。

(請求金額の目安)

対象機器		金額(NTT 東日本)	金額(NTT 西日本)	単位
回線終端装置(ONU)		14,000 円	14,000 円	1 台あたり
VDSL 宅内装置		3,000 円	3,000 円	1 台あたり
無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置、 ルータ機能付回線接続装置	基本装置	12,000 円	—	1 台あたり
	増設用無線 LAN カード	1,000 円	1,000 円	1 台あたり
ひかり電話対応ルータ	基本装置	12,000 円	12,000 円	1 台あたり
	増設用無線 LAN カード	1,000 円	1,000 円	1 台あたり

※上記記載の請求金額は最大額であり、実際の請求は、お客さまの機器利用期間などにより変動いたします。

### ■初期契約解除について

本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。

※初期契約解除制度とは、本書面の交付の契機となった契約締結の解除のことであり、新規契約の場合は契約の取消し、既存契約内容の変更および追加の場合は、変更および追加を取消すことです。

契約の取消しの場合、オプションサービスも解約となります。

※本書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日間を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。

### 【書面の送付先】

〒060-8633 ぶらら申込受付センター

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">切手</div>	〒060-8633 *1  ぶらら申込受付センター行	契約解除通知書 ■契約書交付日 *2 年 月 日 ■お客様番号(            ) *3 ■解除する契約コース *3 (            ) ■月額料金(            ) *3  上記契約を解除します 年 月 日 住所 氏名 電話番号
---	----------------------------------	---

\*1 郵便番号のご記入のみで当社に届きます。

\*2 契約書交付日は表面「会員登録証発行日」をご記入ください。

\*3 お客さま番号や契約コース、月額料金は本書面を参照してご記入ください。

## 【工事費】

※代表的な工事費です。工事内容によっては、別途、追加で工事費用が発生する場合があります。※分割払いの場合、現在の消費税率に関わらず、工事完了月の消費税率が適用されます。※土日祝に工事担当がおつかいがいる場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,300 円(税込)が発生いたします。  
 ※2024 年 6 月 25 日以降に工事希望日のご連絡をいただき、当社が承諾した場合、お支払い方法は一括払いのみとなります。  
 ※改定後の金額について、工事内容によっては減額される場合があります。

### 【分割払いの場合】

※土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。なお、その他追加で発生した工事費用に関しましては一括でのご請求となります。また、工事担当がおつかいがいない場合、一括でのご請求となります。※2025 年 7 月 1 日以降、分割払いの期間中に「ぶらら光」以外への通信サービスへ変更または解約される場合、未払いの工事費の残額は請求しません。また、2025 年 7 月 1 日以降、分割払いの期間中に「ISP ぶらら」を退会される場合、未払いの工事費の残額は請求しません。※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払い方法の変更はできません。

\*1 当社に工事希望日のご連絡をいただき、2024 年 1 月 29 日の当社の受付窓口(ぶららダイヤル)の営業時間内(10:00~19:00)に当社が工事希望日を承諾した場合に適用。

\*2 改訂前料金に該当する場合以外に適用。

## ■NTT 東日本の営業区域に該当する地域

(1)新規開通工事費 ※NTT 東日本・西日本のエリアを跨ぐ移転の場合は、移転先エリアの新規開通工事費をご確認ください。

工事先への 工事担当の 訪問有無	屋内配線 の新設有無	サービスの 種類	【一括払いの場合】金額(税込)		【分割払いの場合】金額(税込)		単位
			改定前*1	改定後*2	改定前*1	改定後*2	
あり	あり	ぶらら光 ホームタイプ	19,800 円	22,000 円	660 円/月×30 回 =19,800 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
		ぶらら光 マンションタイプ	16,500 円	22,000 円	550 円/月×30 回 =16,500 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
あり	なし	ぶらら光 ホームタイプ	8,360 円	11,660 円	278 円/月×29 回+298 円×1 回 (最終月)=8,360 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
		ぶらら光 マンションタイプ	8,360 円	11,660 円	278 円/月×29 回+298 円×1 回 (最終月)=8,360 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
なし	—	ぶらら光 ホームタイプ	2,200 円	3,300 円	分割払いをご利用いただけません		1 の 工事ごと
		ぶらら光 マンションタイプ	2,200 円	3,300 円			1 の 工事ごと

### (2)移転工事費

工事先への 工事担当の 訪問有無	屋内配線 の新設有無	サービスの 種類	【一括払いの場合】金額(税込)		【分割払いの場合】金額(税込)		単位
			改定前*1	改定後*2	改定前*1	改定後*2	
あり	あり	ぶらら光 ホームタイプ	9,900 円	22,000 円	330 円/月×30 回 =9,900 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
		ぶらら光 マンションタイプ	8,250 円	22,000 円	275 円/月×30 回 =8,250 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
あり	なし	ぶらら光 ホームタイプ	7,150 円	11,660 円	238 円/月×29 回+248 円×1 回 (最終月) =7,150 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
		ぶらら光 マンションタイプ	7,150 円	11,660 円	238 円/月×29 回 +248 円×1 回(最終月) =7,150 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
なし	—	ぶらら光 ホームタイプ	2,200 円	3,300 円	分割払いをご利用いただけません		1 の 工事ごと
		ぶらら光 マンションタイプ	2,200 円	3,300 円			1 の 工事ごと

## (3) 品目変更工事費

工事費内容	【一括払いの場合】金額(税込)		【分割払いの場合】金額(税込)		単位
	改定前*1	改定後*2	改定前*1	改定後*2	
「集合住宅向け」から 「戸建向け」への変更	19,800 円	22,000 円	660 円/月×30 回 =19,800 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
「戸建向け」から 「集合住宅向け」への変更	16,500 円	22,000 円	550 円/月×30 回 =16,500 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
「光配線方式」と 「VDSL方式」間での変更	16,500 円	22,000 円	550 円/月×30 回 =16,500 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
「100M」または「200M」と「1G」との変更 (工事担当者が訪問する場合)	8,360 円	11,660 円	278 円/月×29 回+298 円×1 回 (最終月)=8,360 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
「100M」または「200M」と「1G」との変更 (工事担当者が訪問しない場合)	2,200 円	3,300 円	分割払いはご利用いただけません。		1 の 工事ごと

## ■NTT 西日本の営業区域に該当する地域

(1)新規開通工事費 ※NTT 東日本・西日本のエリアを跨ぐ移転の場合は、移転先エリアの新規開通工事費をご確認ください。

工事先への 工事担当の 訪問有無	対象となる サービスの種類		【一括払いの場合】金額(税込)		【分割払いの場合】金額(税込)		単位
			改定前*1	改定後*2	改定前*1	改定後*2	
あり	ぶらら光 ホーム タイプ	下記以外の 場合	19,800 円	22,000 円	660 円/月×30回=19,800 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
		光コンセント ありの場合	8,360 円	11,660 円	278 円/月×29 回+298 円×1 回 (最終月)=8,360 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
	ぶらら光 マンション タイプ	LAN 方式 以外の場合	16,500 円	22,000 円	550 円/月×30 回=16,500 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
		LAN 方式	8,360 円	11,660 円	278 円/月×29 回+298 円×1 回 (最終月)=8,360 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
なし	ぶらら光ホームタイプ		2,200 円	3,300 円	分割払いはご利用いただけません		1 の 工事ごと
	ぶらら光マンションタイプ		2,200 円	3,300 円			1 の 工事ごと

## (2)移転工事費

工事先への 工事担当の 訪問有無	対象となる サービスの種類		【一括払いの場合】 金額(税込)		【分割払いの場合】 金額(税込)		単位
			改定前*1	改定後*2	改定前*1	改定後*2	
あり	ぶらら光 ホーム タイプ	下記以外 の 場合	9,900 円	22,000 円	330 円/月×30 回=9,900 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
		光コンセ ント ありの場合	7,150 円	11,660 円	238 円/月×29 回+248 円×1 回 (最終月)=7,150 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
	ぶらら光 マンション タイプ	LAN 方式 以外の場合	8,250 円	22,000 円	275 円/月×30 回=8,250 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1 の 工事ごと
		LAN 方式	7,150 円	11,660 円	238 円/月×29 回+248 円×1 回 (最終月)=7,150 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1 の 工事ごと
なし	ぶらら光ホームタイプ		2,200 円	3,300 円	分割払いはご利用いただけません		1 の 工事ごと
	ぶらら光マンションタイプ		2,200 円	3,300 円			1 の 工事ごと

(3) 品目変更工事費

工事内容		【一括払いの場合】 金額(税込)		【分割払いの場合】 金額(税込)		単位
		改定前*1	改定後*2	改定前*1	改定後*2	
戸建向け・集合住宅向け (ひかり配線方式)における 「100M」「200M」「1G」間の変更		2,200 円	3,300 円	分割払いをご利用いただけません		1の 工事ごと
「戸建向け」から 「集合向け」への変更	LAN 方式 以外の場合	16,500 円	22,000 円	550 円/月×30 回 =16,500 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1の 工事ごと
	LAN 方式	8,360 円	11,660 円	278 円/月×29 回 +298 円×1 回(最終月) =8,360 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1の 工事ごと
「集合向け」から「戸建向け」への変更		19,800 円	22,000 円	660 円/月×30 回 =19,800 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月)=22,000 円	1の 工事ごと
「集合向け」における「VDSL 方式」と 「ひかり配線方式」との変更		16,500 円	22,000 円	550 円/月×30 回 =16,500 円	733 円/月×29 回+743 円×1 回 (最終月) =22,000 円	1の 工事ごと
「集合向け」における 「LAN 方式」への変更		8,360 円	11,660 円	278 円/月×29 回 +298 円×1 回(最終月) =8,360 円	388 円/月×29 回+408 円×1 回 (最終月)=11,660 円	1の 工事ごと